

## 新型コロナウイルス感染症による申告書記入方法

新型コロナウイルス感染症に関しては2020年2月1日より不慮の事故による傷害とみなす感染症として受付しています。(そのため申告書は「**事故用**」を使用しています)

### 1. 共済金請求の対象となる場合

検査(PCR検査または抗原検査)にて新型コロナウイルス感染症の陽性判定が出た場合、以下の請求が可能です。

- ・検査を受けるための契約者本人の通院(陽性判定された場合のみ、濃厚接触者は請求対象外)
- ・陽性と診断された日から、保健所・医療機関から指示された期間の最終日までの契約者本人の入院
- ・新型コロナウイルス感染症による扶養者の死亡または後遺障がい

### 2. 申告書の記入方法 (申告書にはお手元の証明書をもとにご記入ください)

- ①傷病名(診断名)・・・「新型コロナウイルス感染症」
- ②事故発生日・・・症状がでた日(未記入でも可)
- ③初診日・・・陽性と判定された検査日
- ④身体の部位・・・記入不要

被共済者氏名 (ケガをされた方)	杉並 太郎	印	記入日	20 21年 6 月 25 日
①傷病名 (診断名)	新型コロナウイルス感染	事故発生日(発症日) ②	20 21年 6 月 5 日	
		初診 ③	20 21年 6 月 5 日	
④身体の部位	④記入不要 肩 腕 手指 胸 腹 背 腰 足 足指 その他( )			

- ⑤入院・通院をした医療機関・・・検査・療養した場所(自宅/ホテル/病院)
- ⑥入院保障に関する記入欄(入院期間)・・・期間を記入、□退院に✓を入れる(入院中は申請不可)
- ⑦通院保障に関する記入欄(実通院日)・・・検査日、その他の通院日に○をつける

### 3. 証明書について

#### 検査日、診断日、保健所・医療機関から療養を指示された期間の最終日が記入された書類

をご提出ください(複数の書類でもかまいませんので必要項目が確認できるものをご提出ください)

ご不明な点は、大学生協共済・保険 サポートダイヤルまで、お問い合わせください。

0120-335-770【受付時間】月曜～土曜 9:00～18:00(祝日含む)